令和8年12月定例会　一般質問通告要旨

【2番：菅原アキ子議員】

1．不正アクセス即対応を

不正アクセスやサイバー攻撃による個人情報の漏えいが多発する中、世界中で使われているプログラミング言語「PHP」に重大な脆弱性が見つかり、「弱点」を突いたサイバー攻撃が行われていることが発覚した。

今回見つかった欠陥が悪用されると、サイトの内容が改ざんされるなどの恐れがあるという。

県内の多くの自治体、官公庁や金融機関などが緊急メンテナンスのためにサービスを停止する等の対応に追われたが、村には影響が出なかったと伺っており、本当によかったと思う。

村がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」及びふるさと納税返礼品の配送で利用している事業者が不正アクセスを受け、情報漏えいについて注意喚起を行ったと報告を受けているが、幸いにも10月23日現在、個人情報が漏えいした事実は確認されていないということが、せめてもの救いであると受けとめている。

村もデジタル化で委託業務が増えていると思うが、委託先の被害が住民の安全に直結する情報インフラを脅かすリスクであることを浮き彫りにしている。

総務省によると、サービス停止や個人情報の漏えいの報告があった自治体などは、少なくとも195団体に上る。10月1ヶ月だけで、1億8,544万件の情報が漏えいした可能性もあると報じられている。

最近は、AIの発達でセキュリティの低いシステムが無差別に攻撃される傾向があり、漏えいした情報を使った二次被害も確認されており、深刻な事態となっている。

気づかないうちに、自分の個人情報がすでに流出されているのではと不安を感じている人は多いと思う。私たちそれぞれの工夫も大切だと思っているが、日ごとに被害は拡大しており、マイナンバーも漏えいしたことで、さらに深刻な事態になったと感じている。被害が拡大していかないように、官民挙げて対策を急ぐ必要があると思う。

自治体における情報漏えいは、組織の信頼を揺るがす深刻な問題であり、住民のプライバシーを守るためにも、一層の対策が求められている。

これらのことを踏まえ、

① 村が直接管理しているシステムは、十分に安全策がとられているか。
　現在はどのような状況か。

② 対象となる個人や情報の範囲などが判明した場合は、どのような対応が必要と考えているか。

③ 職員全員がセキュリティに関する知識と意識をさらに高めることで、全体の情報

セキュリティが強化される。業務を外部委託する際は、「専門の業者に委託しているから大丈夫」という意識を改めることが大事で、契約内容の見直しも必要ではないか。そういう取り組みが、組織の信頼を高めることにつながると思うが、いかがか。

以上、3 点について村長のお考えを伺いたい。

2.「ふるさと住民登録制度」について

人口減少や高齢化が進展する中、地方創生の新たな原動力として居住地以外で継続的に関わる自治体を登録する「ふるさと住民登録制度」の準備が来年 3 月の制度開始に向け、本格化している。

ふるさとに思いを馳せる方、地域の力になりたい方、災害ボランティアなど、国民誰もが専用アプリを通じて出身地や気に入った地域など関心のある自治体を登録すると、担い手不足などで参加者を求めている活動等を通じて地域との関わりを深めることができる。担い手活動に年 3 回以上参加すれば、「プレミアム登録」に移行でき、交通費や宿泊費が助成される。

国のガイドラインでは、運用にあたり、国と自治体の役割りを明確に分担し、令和 9 年度までのシステム運用経費を国で負担する他、地方財政措置、地方交付税措置を創設し、自治体の取り組みを財政面から支援、システム自体の不備に起因する個人情報漏えい対策も国が担う。

住民よりもハードルが低い形で地域づくりの担い手を確保できるため、関係人口を増やすことで地域の活力の維持や経済活性化が期待できる。

人口減少が進んでいる村にとって、将来に向けた関係人口の創出は極めて重要な取り組みであると思うが、「ふるさと住民登録制度」の導入について村長はどのようなお考えかを伺いたい。

【10 番：大井圭吾議員】

1. 新規就農者の現状と今後の取り組みは

本年 9 月 25 日の秋田魁新聞の報道によると、2025 年度の秋田県の新規就農者は 284 人で平成以降では最多となり、10 年前の二倍の数になった。そのうち、200 人は雇用就農で 84 名は独立自営就農。農家出身でない人が就農する新規参入が 203 人、農家出身関係が 81 名と報道されていた。約 7 割は雇用就農、3 割は自営就農となるが、近年の農業法人の大規模化に伴い人手確保の為の雇用が就農者の増加に繋がっていると分析もされていた。ただし、どの程度かと数字は上がっていないが、せっかく就農しても（おそらく短期間で）離農する人の数も比例して増えていることが課題となっているとも記述されていた。

そこで、第一の質問は、過去三年間での大潟村での新規就農者数の動向はどうなっているのか。又、10 年前に比べて増加傾向なのか。法人雇用が多いのか。自営就農の割合

はどの程度なのか。昨今の状況を村はどのように分析しているのかを伺いたい。

以前の定例会で村の新規就農者への取り組みを尋ねた際、村からの説明では本年度秋田県がスタートする県の事業に参画して村の新規就農につなげたいとの説明だったと記憶している。秋田県では本年の 5 月 22 日に〈あきたの米ぢから就農促進プラットフォーム形成事業〉なるものを立ち上げ、事業をスタートされたと報道があった。また、先日 10 月 24 日の読売新聞の秋田県版のページでは第二回あきたの米ぢから就農促進プラットフォーム推進会議が開かれたとの報道を目にしたが、まだまだと言いますか、少しづつ、手探りのようにこの事業が進められているのかなと感じている。

少し前になるが 7 月 22 日に民間の金融機関主催の農業関係のフォーラムに行ってみたが、その際に県の農林水産部の担当者から秋田県農業の担い手の現状と取組み、併せて、〈あきたの米ぢから就農促進プラットフォーム形成事業〉についての説明を聞くことができた。このプラットフォームは県の農業関係の公的機関や農協、金融機関等で母体を形成し新規就農希望者を募り、県内の市町村は受け身と言いますか、待ちの立ち位置で、就農希望者がいた場合に本人の希望等から市町村のマッチングを取り図って、いづれかの市町村に問い合わせする流れのように私は理解し、村としては基本的には待つだけの参画なのかなと感じられた。

そこで、第二の質問になるが、この〈あきたの米ぢから就農促進プラットフォーム形成事業〉が以前の議会での説明があった新規就農を募るために村で参画したいと述べていた県の事業で間違いないのか。もし、違うのであればどの他の事業の事なのか説明いただきたい。違わなければ、村としてはどのようにこの事業に参画して村の新規就農者を増やしていきたいと考えているのか。村としてこのプラットフォーム事業についての見解も含めてご説明いただきたい。

また、第三、最後の質問になるが、稲作にこだわらない一般的な新規就農者促進の施策はもともと以前から予算化されているが、秋田県では各地域振興局を窓口とした農業経営・就農サポート事業として掲げ、その中でもトライアル雇用就農促進事業なるものにも取り組んでいる。このような取り組みにおいては村での実績はあるのか？稲作以外での新規就農者促進について村ではどのように考えているのか。現状と今後の見込みも併せてご説明をお願いしたい。

【7 番：齋藤牧人議員】

1. 生態系公園の維持管理運用強化について

生態系公園は 7 年度より村による維持管理が開始され、村内外有志による維持管理チームが公園の管理を行っていると承知している。生態系公園ファンクラブを通じ、村民のボランティア活動の枠組みも用意され、カタマルシェなど村外から人を集めるイベントを開催し、生態系公園の認知を高めることにも成果を上げていると認識している。しかしながら、継続的な維持管理の人員確保をどうするか、生態系公園の多様な魅力をどのように維持していくかなどの課題がある。以下 2 点を提案する。

① 公園の維持管理人員の継続的な確保についてであるが、生態系公園ファンクラブの人員に専門性を持たせていく講習を実施し、樹木剪定その他の専門的な作業を実施できる人員を育成してはどうか。横浜市の公園愛護会では樹木管理や園芸関連の講習会を実施し、技術習得ができることをメリットにしてボランティアへの参加を促している。ボランティア参加を盛んにする仕掛けとしては、例えば熟練度に応じてゲスト的な参加から一部業務を担うスポット手伝いへとステップアップして最終的にはコアメンバーとして維持管理にあたってもらうなど、技術と使える時間に応じた活動ができるようにすることなどが考えられる。発展させていけば公園内の生態系調査、希少植物の保護、落ち葉を使った堆肥づくり、自然観察会のガイドといった専門性を持った人員の育成をしていくことで生態系公園本来のコンセプトである「秋田県内の生態系を表現した公園」を損なうことなく、村内の様々な公園活用ニーズに応えることができるのではないか。

② 生態系公園は子供の遊び場であり、散歩などの運動場所であり、植物や鳥といった自然観察の場所であり、多様な機能を持つ。そのため各々の側面から維持管理や運用について意見を集め、運用方針を決定するのが望ましいのではないか。具体的には久留米市パークマネジメント協議会を参考に地域住民代表（大潟村の自然に知見を持つ団体や自治会その他生態系公園を利用する団体)、維持管理チーム・生態系公園ファンクラブ、行政で運営会議を実施し、運用・整備方針を決定するのが望ましいのではないか。

中学生議会の一般質問にもあった通り、生態系公園の利活用については多くの可能性があるものの、多くの要望を行政側が一括で管理・判断して実行していくのはリソース面からも困難であり、また村民が生態系公園の利活用と管理に責任を持つという意識を持つためにも村民が関わる窓口を用意することが重要と考える。当局も他自治体の調査含めこれからの生態系公園の維持管理運用体制について研究しているものと承知しているが、以上の提案について当局の所見を伺いたい。

【8 番：松雪照美議員】

1. 総合中心地におけるハクビシンの出没と住民の安全・安心を守るための対策について

今回は、村の総合中心地におけるハクビシンの出没と、その対応について伺う。

最近、総合中心地周辺にハクビシンが出没し住民の間から不安の声が聞かれるようになった。「夜、屋根裏を歩く音を聞いた」「庭や家庭菜園・ハウスの野菜等が食べられていた」そうした話とともに、「人に危害はないのか」「病気をうつされたり、ペットは大丈夫か」という話が私のところに届いている。

総合中心地は、多くの村民が日常生活を営む住宅地であり、こども園や学校、公共施設、商業施設などが集まる本村の生活の中心である。このような場所に野生生物が出没

することは村民にとって決して気持ちのいいものではない。

整理すると、ハクビシンは一般的に夜行性で、わずか3センチ～5センチ程度の隙間から住宅の屋根裏や建物に浸入して同じ場所に糞尿する修正から、天井が傷む被害を生じさせたり、甘い果実を好み菜園の農作物を食い荒らしたりすることが知られている。そして、大切な点は、ハクビシンは「鳥獣の保護及び管理、ならびに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる「鳥獣保護管理法」の対象であり、住民が許可なく捕獲したり傷つける行為は法律で禁じられていることである。基本的に自らの判断で捕獲することはできない。

住民の不安背景には、動物そのものへの恐れに加え「正体がわからない」「自分では対処できない」「役場に相談したが自分で何とかしてほしい」と言われたなど、この「わからなさ」と「行き場のなさ」が不安を増長させており、一軒の家庭で出来ることには限りがあると思われる。

そうした点を踏まえ村長の所見をお伺いしたい。

第一に把握の状況である。村は、総合中心地におけるハクビシンの出没について、村民からの相談や目撃、家屋や農作物への被害について、どれだけ把握しておられるのか。件数や場所、被害の有無についてお示しいただきたい。

仮に、まだ十分に把握できていないということであれば、それ自体が今後の課題であると考えるが、その認識は。

第二に現在の対応である。村民が「ハクビシンらしきものを見た」「屋根裏に住み着いたかもしれない」と思った時、役場の何課に相談すればよいのか。相談の窓口は明確になっているか。

また、被害が続く場合の捕獲許可の手続きはどうなるのか。その権限が村にあるのか県にあるのかを含めて、村民に説明できる体制を取っているのか。箱わなの貸し出し、猟友会や専門業者との連携、公共施設の点検など、現時点で村として行っていることがあればお示しいただきたい。

第三に、私が最もお伺いしたい点であるが、村民への情報提供について、例えば、ハクビシンとはどのような動物なのか。通常は人を見れば逃げるもので、むやみに近づかなければ過度に恐れる必要なないこと、姿を見ても近づかない、餌を与えない、糞には直接手を触れないこと。各家庭で出来る対策として、屋根裏への侵入口となる隙間をふさぐこと、屋根に届く庭木の枝を剪定すること、落ちた果実や取り残しの果実を放置しないこと、生ごみやペットフードを屋外に放置しないこと。そして困ったときの相談先はここであると示すこと。こうしたことを、広報や村ホームページなどを通じて、村民に分かり易く伝えるだけでも、不安は相当小さくなるはずだと思う。

「分からない」をなくすこと。これこそが、行政が村民のそばに立っているかどうかが伝わる仕事である。村として情報提供に取り組む考えがあるか伺いたい。

第四に地域ぐるみの対応についてである。ハクビシンを寄せ付ける要因は一軒だけの問題ではないことである。空き家や倉庫が住処になること、放置された果樹やごみの管

理が周辺全体に影響することもある。村内には空き家も増えている。空き家管理対策という観点からも、この問題は無関係ではない。総合中心地という限られた区域だからこそ、公共施設の点検、関係する村民への呼びかけ、県や関係機関との連携といった、地域ぐるみの対応が効率的だと考えるが、村長の考えは。

第五に今後の体制についてである。目撃や相談があった時の記録の積み上げ、必要であれば、箱わなのこれまで以上の助成、捕獲に係る経費など国や県の交付金活用も含め、予算措置を検討する考えがあるか、併せて伺う。

【6番：菅原史夫議員】

1. 増加する高齢者のみの世帯へ寄り添う支援が必要では

令和7年に実施された国勢調査の確報値が公表された。11 月の広報おおがたにも掲載されていた。

人口減少、生産年齢人口の減少もさることながら、65 歳以上の人口が増加し続ける推計値は行政としては重く受け止めるべきである。特に高齢者のみの世帯(単身も含む)は 138 世帯であり令和 2 年に比べて単身者は 10 世帯、夫婦が 5 世帯増えており今後は加速度的に増加すると思われる。

高齢者の方の不安は多岐にわたる。身元保証。入院や施設への入所の手続きや保証人、緊急連絡先など。また買い物など日常生活面、認知症になった場合の金銭管理。そして気になるのは死後の事務、葬儀や火葬、各種の手続きなど。また地域としては空き家問題の懸念もある。

全国でも身寄りのない高齢者等は 2024 年で 286 万人、2050 年には 448 万人になると推計している。国も重要な課題と位置づけその対策として本年 6 月に改正社会福祉法を成立させ、行政が前述した高齢者の課題に踏み込んで対応できるように法律改正をした。施行は 2028 年までにということらしいが第 3 期総合村づくり計画の基本目標で「いつまでも安心して自分らしく暮らせる村」を掲げている村も社会福祉協議会と連携して高齢者サポートの準備をしていく必要があるのではないか。

この課題ついて村の考えをお聞きしたい。

また民間ではすでに高齢者等終身サポート事業として入所、入院などの手続きや身元保証、日常生活支援や金銭管理、死後の手続き等を行っている事業者がある。しかしながらまだ年数が浅い事業であり死後までの長い、そして内容が見えにくいサービス事業のためトラブルも多く、令和 6 年にようやく国は事業のガイドラインを策定した。それでも自分の死後に手続きを安心して任せられる事業者を選ぶのはなかなか困難である。また地方には業者数自体少ない。

改正社会福祉法の施行まではその相談窓口を社協と行政が連携して行うことも検討する必要があると考えるが当局の考えはどうか。

2. (株)ルーラルの経営状況と今後の対策は

本年 7 月に(株)ルーラルから昨年度の業績について説明を受けた。経営としては債務超過となり早急の改善を要すると思われる。

(株)ルーラルは村の第 3 セクターであり、ホテルサンルーラル大潟、ポルダー潟の湯、道の駅おおがたの指定管理者でもある。

① 村はこの状況をどのように捉えているのか。

② 令和 5 年 6 月議会で(株)ルーラルの経営改善事業として金融機関のコンサルティングと伴走支援を行ったがその成果はあったのか。

③ 第三セクターの経営悪化は行政にも深く影響するため必要に応じて、業績評価や指導が必要になる。今後の村の対応はどのように考えているのか。

【4 番：黒瀬友基議員】

1. デンマーク交流事業の一時中断を

国際交流事業に関しては、第 3 期大潟村総合村づくり計画においても「基本目標 6 信頼と期待に応える行政、みんなで築く村」の項において「大学との連携、多文化共生の推進」として「デンマークとの交流」が掲げられている。

取り組み内容として、

世界一幸福な国といわれるデンマークの教育や文化等の交流を行い、国の仕組みや人々の考え方を学んで村づくりに役立てます。

また、国際交流員を配置し、異文化や言語を学ぶ講座やイベント等を通じて、村民の異文化理解を促します。

サムソ市との国際交流や国際理解教育等の活動を通じて、村民の国際感覚の醸成を図り、グローバルな人材の育成に努めます。

とある。

個人的には、国際交流自体は新しい視点や考え方を得る一つの方法であるとは思う。

ただ、村づくり計画としては「基本目標６　信頼と期待に応える行政、みんなで築く村」という項目となっており、昨今の役場内の状況を考えるに、まずは「信頼と期待に応える行政」をいかに実現するか、と言う点に今は注力すべきではないかと考える。

9 月議会においても、「体育館整備で事務処理ミス」について報告があり、地元紙にもその詳細が報じられた。20 億規模の建設事業が一人の担当に、しかも通常業務に加えての業務となれば職員本人の資質や適正などの問題ではなく、組織の体制に問題であったのではないのかと考える。

また、それに限らず昨今は中途退職者も多く、今年度定数を引き上げてはいるが、引き上げる前の人数も充足していない状況である。

今回、9 月 28 日付で副村長名にて各所属長に対し「事務処理適正化に向けた取り組みについて」、また同日付で総務企画課長より「事務事業の見直し及び適正化の実施について」の通知が出されており、この通知に沿って業務の適正化や効率化を速やかに実現して欲しいが、現実には職員不足も含めれば一朝一夕にできるものではない。

そのような役場内が危機的ともいえる状況の中では、デンマーク交流事業に関しては、一旦中断して、庁内の職員業務の見直し、職員教育の拡充など優先すべき課題に目を向けるべきと考える。

そこで、前段としてデンマーク交流に関連する事業の現状について、そして最後にメインのテーマについて質問する。

① 国際交流員の活動状況は

村づくり計画にもある「国際交流員を配置し、異文化や言語を学ぶ講座やイベント等を通じて、村民の異文化理解を促します。」という国際交流員の意義は理解するが、ここに1名を配置するほどの業務量があるのか疑問が残る。

具体的にどの程度の業務、講座やイベントなど行っているのか。

また、国際交流員が行う各事業に関しては、役場職員の関わりなどどのような体制で行っているのか。

② 今年度の村づくり事業でのデンマーク研修の内容は

3 月議会の予算委員会において、村民を伴ってのデンマーク研修を実施するのであれば、テーマを絞り関連する村内団体などで活動している方などに絞って、と言う要望を出した。

今回、どのようなテーマとして実施し、職員はどの課、役職の方が、そして村民はどのような属性の方が参加し、研修は具体的にどのような内容だったのか。

③ デンマーク交流事業の一時中断を

繰り返しとなるが、現在の大潟村役場は、人員不足の中で業務が回っていない状況が見受けられる。その結果、新人などの教育、サポートに手が回らず、仕事に価値を見いだせないままの退職などにつながる懸念がある。

そのような状況を考えると、すぐに住民サービスに直結しないデンマーク交流事業に関しては、役場内の体制が安定するまで一旦中断するべきではないか。

職員の業務負担の見直しや効率化の推進、そしてさらに人材採用や育成などをしっかり行った上で、改めてデンマーク交流の再開、そして様々な新しい取り組みに踏み出してほしいと考える。

従って、デンマーク交流事業の一時中断をするべきではないかと考えるが、村長のご所見は。

2. 第三セクター等経営健全化方針にさらなる具体策を

今年から「第三セクターへの関与に関する指針」が定められ、「経営状況調査シート」の公表と、赤字などのリスクが大きな第三セクターについては「第三セクター経営健全化方針」を担当課で作成することとなった。

今年は対象となる3社の「経営状況調査シート」が公表され、うち2社は「第三セクター経営健全化方針」も作成され公表された。

第三セクター経営健全化方針は、赤字が続けば村財政へのリスクも懸念される中、村としてどう経営に関与し、健全化に向けて対応していくのか、と言うとても重要な方針であるはずである。

しかし、「5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応」と言う今後の対応策についてみてみると、『引き続き定期的に』、『経営健全化に向け指導、助言を行う』、『リスクを把握し状況を注視し』、『指導や助言をこれまで以上に強化していく』と非常にあいまいな通り一遍な方針である。

株式会社ルーラルに関しては「急激な物価高騰で能率的な経営をしても運営が難しい場合は指定管理料などを検討する」と言う具体的な内容も書かれているが、前段となる能率的な経営を目指す部分への支援方法が、上記のような書きぶりでは、行政としてしっかり支援、指導する、という姿勢が読み取れず、何の具体策も取らないまま、指定管理料の支払いや増額を行う方向に安易に走ろうという姿勢にも読み取れる。

第三セクター経営健全化方針の作成は相当経営が厳しい会社に対して行うもの、と言う点を再認識頂き、今後の経営状況調査シート及び、第三セクター経営健全化方針の作成を行いそれに沿った対応を取って頂きたいが、いかがか。

【9 番：三村敏子議員】

1．短時間勤務の正職員制度を導入しては

全国的に人手不足が深刻になり、村職員の採用でも苦戦している状況かと思われます。村では、育児や介護を行う職員については、職員の柔軟な働き方を支援するため、育児や介護を行う職員の請求に応じ深夜勤務や時間外勤務を抑制する制度を設けていています。また、早出遅出勤務や各種休暇休業制度を設け、育児や介護をしながら働き続けられる環境を整備しています。全国の自治体で働き改革が進められています。秋田県庁でもフレックスタイム制が導入されて、週休 3 日を選ばれる職員もいます。このようにそれぞれの職員の生活に合わせて働き方を柔軟にできることは、職員のみなさんにとっても働きやすい職場となるのではないかと思います。私は以前から短時間勤務でも正職員として採用されることができないのかと考えていましたが調べてみたら、鳥取県が 2025 年から新制度として「短時間勤務の正職員制度」を導入していました。鳥取方式短時間勤務とは、あらかじめ年間を通じて 1 週間当たり 9 時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、1 週間当たりの勤務時間を 30 時間等とする勤務形態です。一般職ではなく保育士や看護師、臨床心理士、障害のある人が対象となっています。村では条例改正により、正職員数は 70 人となっています。正職員採用がスムーズに計画通り進むために、さらなる働き方改革が必要ではないでしょうか。

2．大潟市民農園の利用者を増やすためには

西 5 丁目の大潟市民農園は、野菜や花を作りたい方にとっては、水道からいつでも水が使えて、小型耕運機と刈払機が無料で使え、大変に恵まれた農園かと思います。移住

者にとっても魅力の一つかと思います。しかしながら、近年の決算書を見ると毎年利用者数は減少しています。2018 年度の市民農園土地貸付収入は 17 万 4 千円でした。2025 年度は 7 万 8 千円です。せっかく畑として整備されているエリアなのですが、使われていない区画が点在し、長年使われていないと思われるところには、ススキが大きな株となって生い茂っています。

利用者からは、市民農園の一区画面積が広すぎるとの声もあったと聞いています。一区画面積を半分にしようとすると、細長い区画となってしまうという委員会での答弁もありましたが、秋田市の市民農園では、無料の農園が 15 ㎡、有料では、50 ㎡から 130 ㎡まであります。村は 75 ㎡で 2 区画まで借りることができます。利用者を増やすためには、

① 面積があまり広くない畑を希望される方には、その方の希望にそった対応が考えられないでしょうか。

② 市民農園利用心得では、「 農園で栽培した作物の売買を禁じます。」となっています。しかし、同じエリアの西５丁目でかぼちゃやタマネギを栽培している農業近代化ゼミナールでは、収穫した野菜を販売されています。市民農園でも自家消費を超えて収穫できた作物の販売を可能にしては、いかがでしょうか。

3. 仕事と子育てを両立するには

村では「こども園保育料無償化」により、こども園保育料を全額助成しています。こども園の保育料が無償ということは、子育てにかかる経済的負担の軽減になると同時に、こどもを育てながら仕事することを大潟村では推奨していることだと思います。大潟村に適した事業と思いますが、子育てと仕事を両立するには、経済的負担のみならず、安心して働くことができ、自己実現が出来る村であることが、最も重要かと思います。そのような状況下、昨年度保護者が不安を感じた入園審査が今年度も昨年度と同様に行われていると聞いていますが、そのことによる影響が心配です。

大潟村こども計画によると、働く女性が全国平均よりもかなり高く 25 歳から 69 歳までほぼ 90%を超えています。同じくこども計画では保護者からは、病児病後児対応の希望は 37.5%でもっとも高くなっています。希望者が多いこども園の病児病後児保育は調査結果のポイントの中で、「医療機関と連携した基盤の整備が求められます。」とあります。小学校低学年の放課後の過ごさせ方の希望では、放課後児童クラブ土曜日の利用希望が 34.5%となっています。

仕事と子育てを両立するための希望を出来る限りかなえられるように質問いたします。

① 昨年と同様のこども園入園審査は、仕事と子育ての両立を阻む要因となっていないでしょうか。

② 病児病後児保育の医療機関と連携した基盤の整備、広域連携についての検討はされているでしょうか。

③ 放課後児童クラブは、年間通して土曜日を開所してはいかがでしょうか。

④ 農繁期のゴールデンウイークやシルバーウイーク祝日の保育を行ってはいかがでしょうか。

【5 番：松橋拓郎議員】

1. 大潟村商店街のこれからを地域と共に描くには

大潟村発足当初は村と大潟村商店街の店舗は賃貸借関係にあり、深く関わっていたが、その後土地や建物が個人所有になった経緯がある。

第 2 期大潟村総合村づくり計画では、大潟村商店街の維持管理や環境整備が具体的な施策として位置付けられ、実際に設備の改修が行われている。また、H31 年 3 月議会の一般質問に対して、村として商店街の活性化は必要と考えており、商店街と協議しながらいくつかの取り組みを進めているとの髙橋村長の答弁があった。しかし、第 3 期総合村づくり計画においては、商店街に関する施策や計画が無く、第 2 期から第 3 期にかけて、商店街に対する村の関与が後退しているようにも捉えられる。

商店街の方々にお話しを伺ったところ、多くの店舗で後継者が不在とのことである。住居が一体となっていることが多い為、営業をやめられてもすぐに空き物件になる訳ではないが、新たな事業が生まれずに店舗が住宅として利用されたり、売買されるなどした場合、商店街としての機能が徐々に失われていくことも考えられる。

しかしながら、当然であるが、商店街の今後を考える上では、そこで事業を営み、暮らしている方々の意向を最も大切にする必要がある。商店街の方々が現状や将来をどのように考えているのかを把握し、その思いを踏まえて商店街への今後の村の関与の在り方にについて検討していくことが重要ではないだろうか。

以上の事を踏まえて伺う。

① 第 2 期から第 3 期総合村づくり計画にかけて、商店街に対する村の関与や政策上の位置付けにはどのような変化があったのか。もしも関与が後退しているのであれば、その理由は。

② 商店街の後継者不足が進む中、将来的に店舗が住宅等になり、商店街としての機能が失われていく可能性について、村はどのように考えているか。

③ 商店街と協議しながら取り組みを進めて来た経緯があると思うが、その後、商店街で事業を営む方々や土地・建物の所有者に対し、商店街の今後の在り方や、それぞれの事業・物件の将来についての意向の聞き取りや意見交換を行ったことはあるか。今後、商店街の方々の意向を踏まえながら、将来の方向性を検討していく考えはあるか。

2. 部活動地域展開で掲げる目標の成果は

R8 年 11 月よりいよいよ、中学校の部活動の実施主体が地域クラブへ移行し、部活動の地域展開が本格的に始まった。この間、担当された教育委員会には、村単独での地域展開の決断や仕組みづくり、関係者との調整など、制度の大転換に際して大変な苦労が

あった事と思う。

R6 年 12 月議会では、地域展開を機に実現したいビジョンや、属人的な物にせず、ビジョンを関係者で共有する事の重要性について、R7 年 9 月議会では地域クラブの具体的な仕組みについて、R8 年 3 月議会では地域展開を目前に控え、その内容や意図が関係者に浸透しているのかについて一般質問してきた。

これまでの答弁では、単に部活動を地域へ移行するだけではなく、地域展開を機に子どもたちの活動をより充実させていく事や、地域の指導者・スポーツ団体等の協力を得る事、地域展開の目指す方向性について関係者が共通理解を持つことの重要性などが示されてきた。また、各種答弁や広報等により、地域展開については地域の協力が不可欠との考えを示している。

そこで、実際に地域展開が始まった現在の状況を確認するとともに、これまで村が目指してきた地域展開の方向性が実現されているのか、今後どのように地域と共により良いものにして行くのかについて伺う。

① 地域クラブによる活動が本格的に始まったが、現在の各競技の活動状況、参加生徒数、指導者の確保状況、学校や競技団体等との連携状況はどうなっているか。

② 実際に活動を開始したことで新たに出てきた課題があるか。あるとすれば、これまで想定していた課題とどのように違うか。

③ これまでの答弁で示されてきた、地域展開を機に生徒たちの活動をより充実させる事、地域の指導者やスポーツ団体等の協力を得る事などについて、当初目指していた方向性がどの程度実現されていると考えるか。

④ また、地域展開で目指す方向性について、生徒・保護者・指導者・学校・競技団体・村民など関係者の間で十分に共有されていると考えるか。

⑤ 仮に、十分に共有できていない部分があるとすれば、その原因をどのように考えているか。また、今後、関係者間で理解を深め、共通認識を形成して行くために、どのようにして行く考えか。

⑥ 部活動地域展開が実際に始まっただけでも大きな事であるが、地域の協力を得ながら持続的に、より良いものにして行く事はさらに大切だと考える。その為に今後、どのような方法で地域の声を地域クラブの運営の改善に反映させて行くか。

【11 番：工藤勝議員】

1. 来年度の農業施策への対応について

農業を取り巻く環境は、農機具、資材、燃料費の高騰、担い手不足、気候変動など、年々厳しさを増している。その中、農家は来年度の作付けをどうするのか、機械の導入、雇用、資材購入等も含め早めに決める必要があり、現在は農家独自で情報収集をしながら検討しているところである。以前からこのことについては、農業者であれば国には早く来年度の農業政策の決定や支援策等の情報を提供していただきたいという思いがあるが、現在もその決定が遅く、農家は作付け計画の決定に苦慮している。

そこで次の点について質問いたします。

① 概算要求段階ではあるが、令和９年度農林水産予算について、村はどのような情報収集と分析を行っているのか。

② 農家が安心して経営計画が立てられるよう、早期に農業政策の事業内容等の情報提供ができないのか。また国、県には政策等の決定を早期にするよう要望していく必要があると思うが。